



2023年度環境省LD-Tech認証 実施要領

2023年度環境省LD-Tech製品情報の募集

令和5年（2023年）12月
2023年度環境省LD-Tech制度運営事務局



1.	環境省LD-Tech認証事業の概要	2
2.	2023年度の認証手続きの概要	9
3.	FAQ	37

1. 環境省LD-Tech認証事業の概要

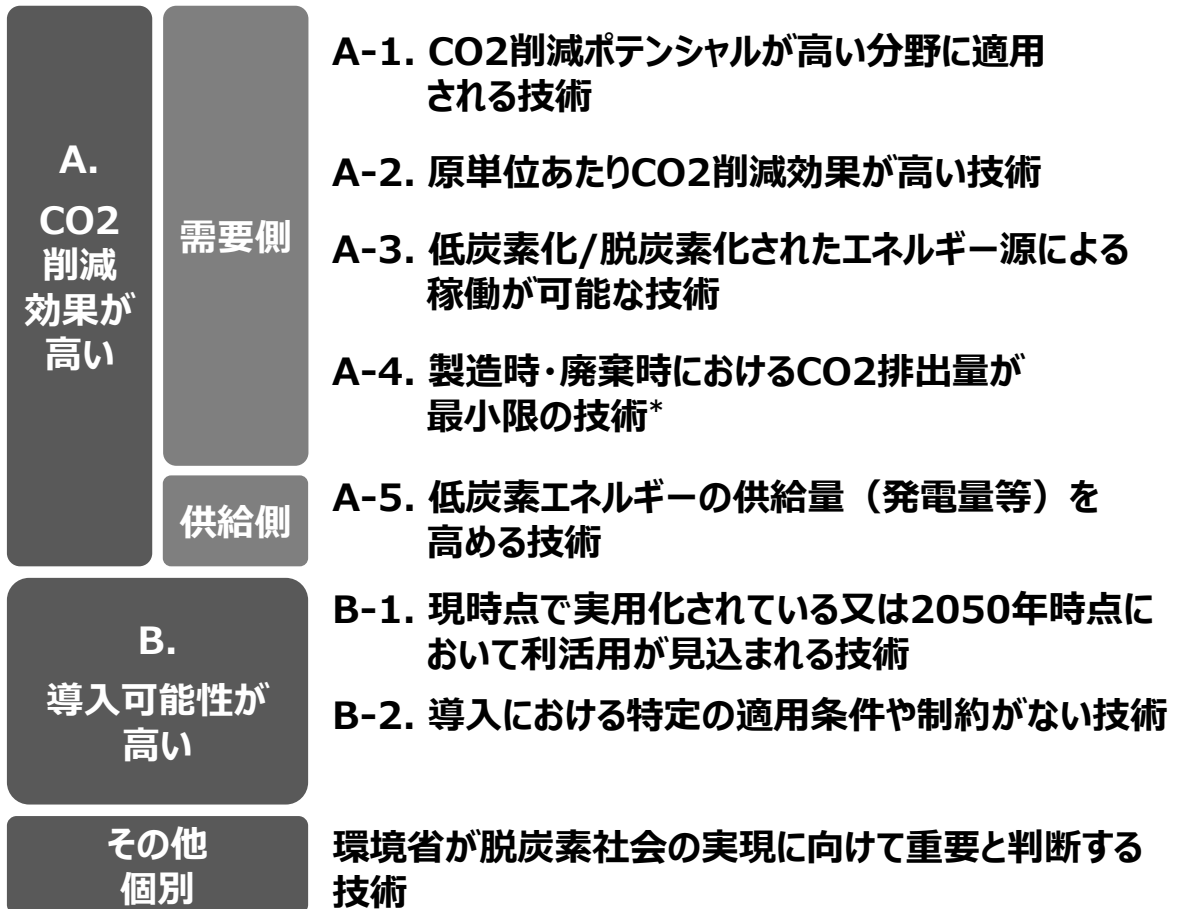
- 環境省LD-Techとは、2050年カーボンニュートラルに向けてエネルギー起源CO2の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な技術を指します。

環境省LD-Techとは (Leading Decarbonization Technology)

2050年カーボンニュートラルに向けて
エネルギー起源CO2の排出削減に
最大の効果をもたらす先導的な技術

- “Leading”（先導的とは）
 - 当該設備・機器等に適用されている技術に先導性が認められる
 - 適用されている技術そのものに新規性はないが、技術の組合せや適用方法によって、先導性が認められる
 - “Decarbonization Technology”（脱炭素技術とは）
 - CO2削減について最高の性能「LD-Tech水準」を有する設備・機器等
- ※ここでの「技術」には要素技術も含まれる
- ※「設備・機器等」とは、事業者や消費者が購入できる単位の、システム、設備・機器、部品等の総称

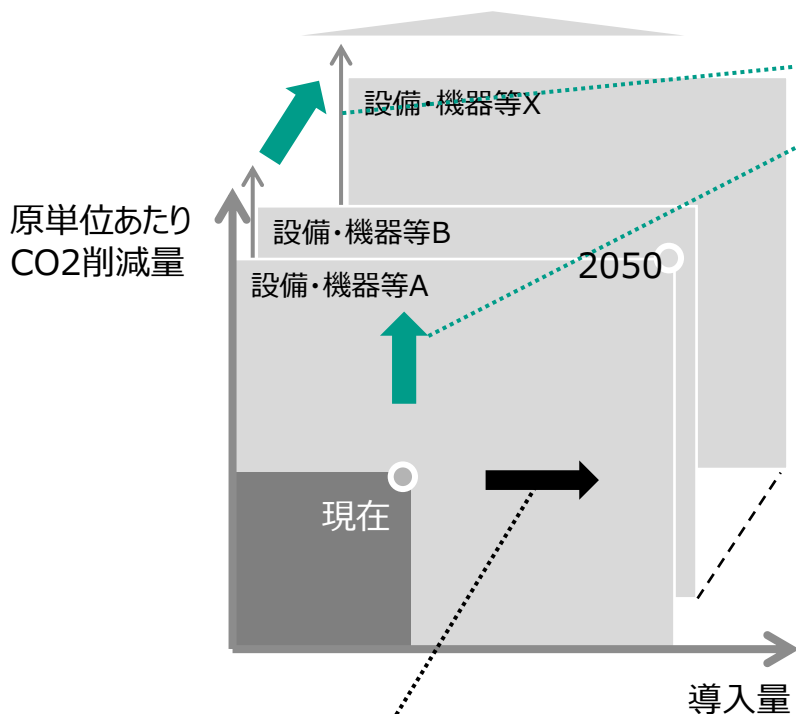
環境省LD-Techの要件



環境省LD-Tech認証制度の役割

- 環境省LD-Tech認証は「市場にベストの製品を示すこと」「新たな設備・機器等の発掘」を担い、市場へ直接的なLD-Techの普及を図ることを目指します。

2050年CN実現



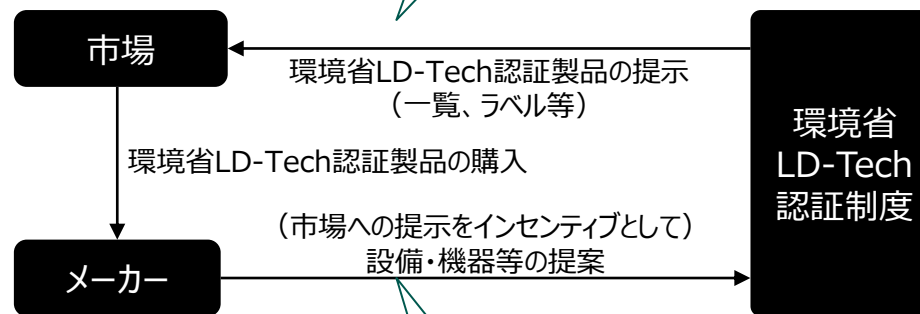
環境省LD-Tech認証製品一覧等の
情報発信による普及促進

認証製品一覧製品に限らず、リスト掲載の技術（設備・機器等）の全体を各種政策を通じて普及促進する

環境省LD-Tech認証制度

A 市場へのベストの見える化、メーカーのベストの追及促進

認証を通じて市場に最高性能を有する製品群を示し、利用を促進し、メーカーにベストの性能の追及を促す



B 新たな（埋もれた）設備・機器等（技術カテゴリ）の発掘

環境省LD-Tech認証のメリットがインセンティブとなり、メーカーから新たな設備・機器等を提案を受ける

また、評価方法が確立されていない設備・機器等において、評価方法の提案を受ける

環境省LD-Tech認証制度の活用イメージ

- 環境省LD-Techリストの公開を通じて、脱炭素技術の開発・社会実装状況について、メーカーや研究機関等が参照し、今後の開発に向けた意思決定に役立てることができます。
- 環境省LD-Tech認証製品一覧の公開によって、企業や自治体の調達担当や設計士・ハウスメーカー等が、その年のCO2削減の最高性能を有する製品群をより容易に参照できます。

環境省LD-Tech
認証制度が有する機能

技術情報の整備

- LD-Techリスト
- LD-Tech水準表

CO2削減効果が最も高い製品群に関する情報発信

- LD-Tech水準表
- LD-Tech認証製品一覧

環境省事業や民間における取組等

投資を誘導

購買を誘導

環境省LD-Tech認証制度の活用ケース例

2030年度GHG46%削減、2050年CN実現に向け、メーカーやユーザー等の行動を誘導

LD-Techリスト
記載技術の
開発・社会実装
促進

例：メーカーにおける脱炭素技術の開発が促進



メーカー

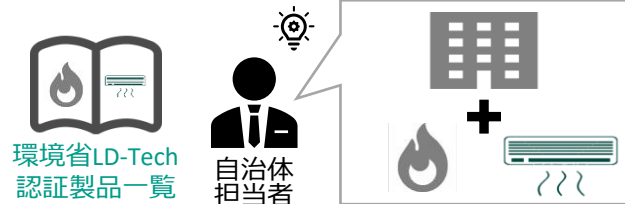
リスト及び水準表掲載の設備・機器等や評価方法を参考にし、今後の脱炭素技術の開発に関する判断材料とする

株主、
金融機関

リスト及び水準表掲載の設備・機器等によるCO2削減効果等の情報を金融機関等が参照し、投資・融資の判断材料とする

LD-Tech
認証製品の
市場普及

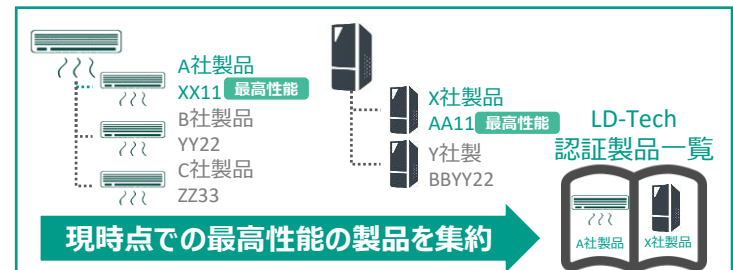
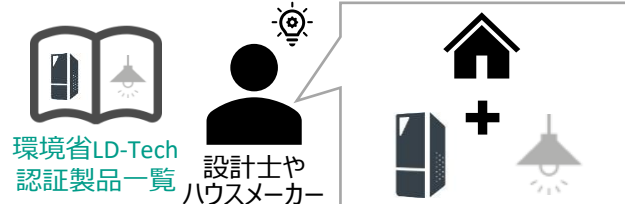
例：公共調達にて認証製品を採用



導入者・
販売者

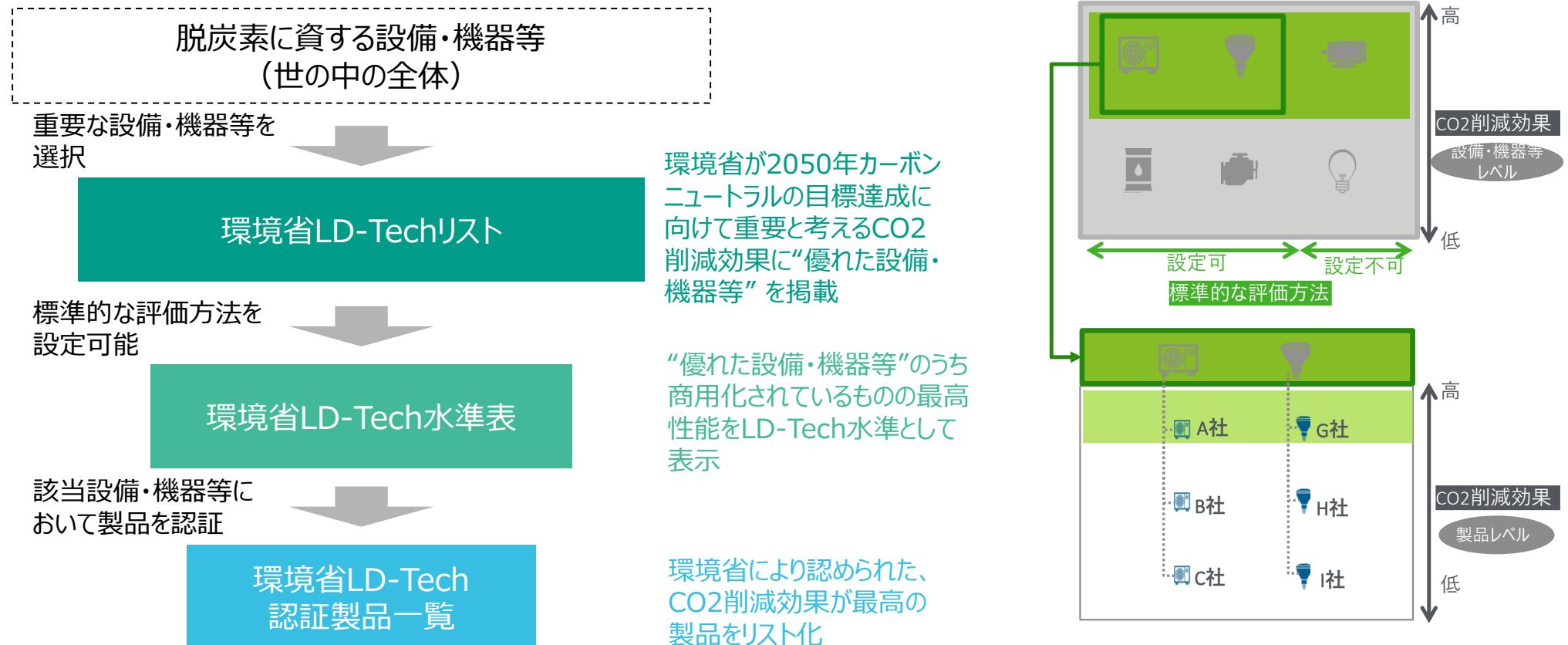
認証製品一覧掲載の製品群を参照し、調達や顧客への提案を行うほか、脱炭素化に向けたアクションの参考とする

例：住宅にて認証製品を採用



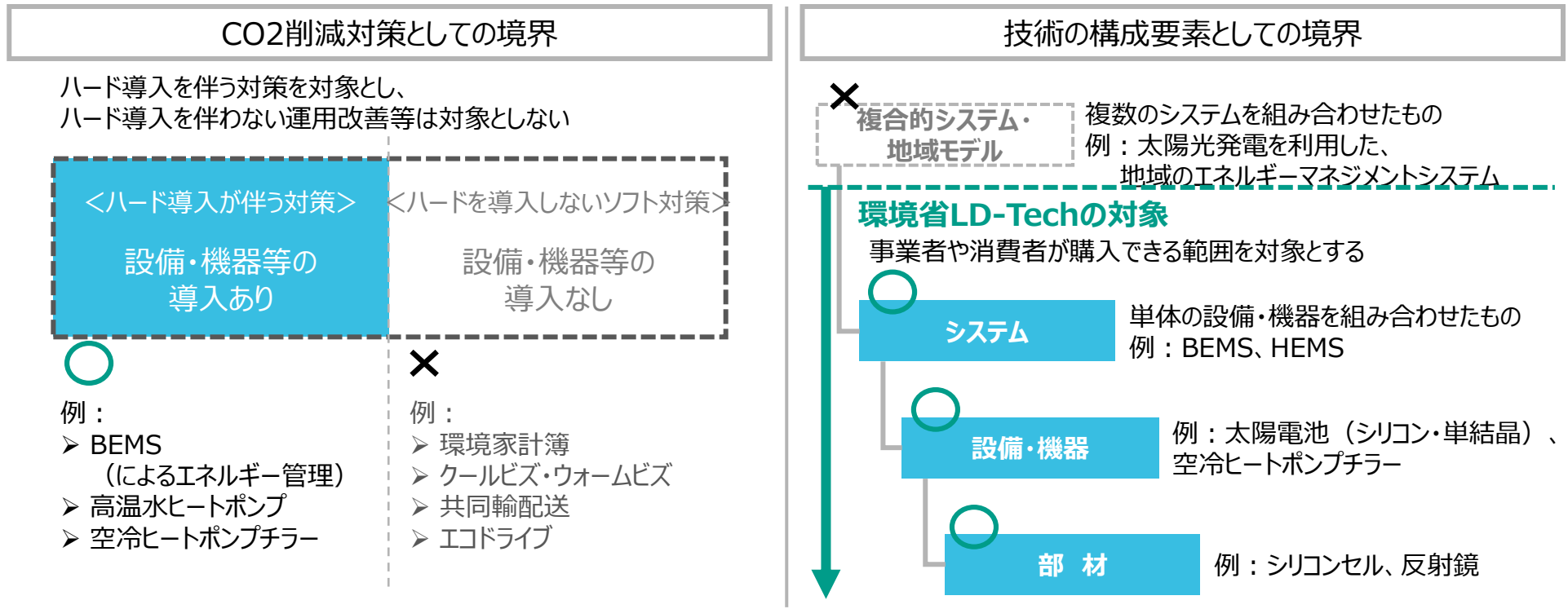
環境省LD-Tech認証制度の構成

- 「環境省LD-Techリスト」として、“脱炭素化の観点で優れた設備・機器等” を掲載します。
- 「環境省LD-Tech水準表」において、“脱炭素化の観点で優れた設備・機器等”のうち、商用化されているものの最高性能を表示します。
- 「環境省LD-Tech認証製品一覧」によって、認証された製品のメーカー名と製品名を公表することで、積極的に認証製品の情報発信を進めます。



環境省LD-Techリストの対象となる設備・機器

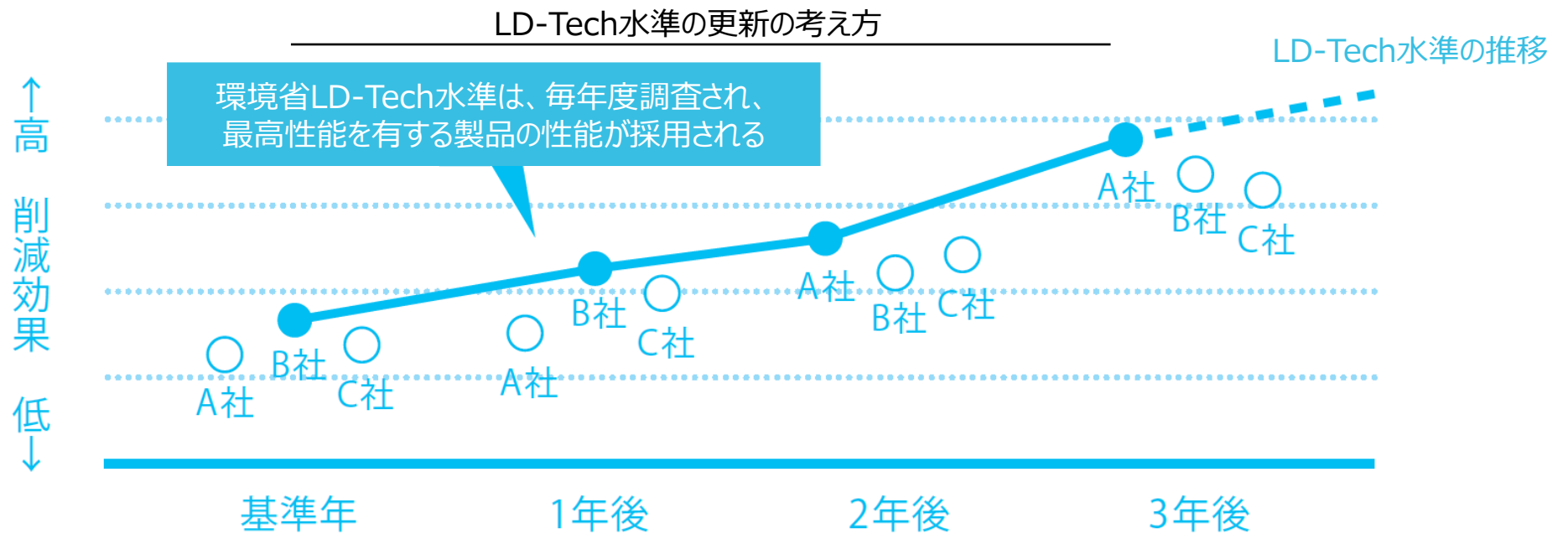
■ 環境省LD-Tech対象となる「設備・機器等」（技術カテゴリ）とは、CO2削減対策としてのハードの導入を伴い、かつ、国内の事業所や住宅等において導入可能な部材、設備・機器、システムを指します。



環境省LD-Techリストへの新規追加は「環境省LD-Techリスト及び水準表の拡充・更新に関する提案募集」にて公募。評価観点は下記の4点である。

- ① 現行のCO2排出量が多いセグメントに対して、CO2削減が貢献できる技術であること。あるいはエネルギーの脱炭素化に貢献できる技術であること。
- ② 一定のCO2削減効果が見込める技術であること。
- ③ 2030年時点において、量産化・水平展開が見込まれる技術であること。
- ④ 2030年時点において、導入・普及における経済的/社会的課題が少ない技術であること

- CO2削減に資する最先端の技術と最高性能について発信するため、環境省LD-Tech水準表は毎年度更新され、その結果としてCO2削減に対する業界全体の技術革新の牽引を目指します。



- ✓ 当該年度の環境省LD-Tech水準は、前年度認証製品の性能をはじめ、事務局による調査や個社からの情報提供に基づき、更新される
- ✓ CO2削減効果性能を表す指標（測定単位、計算方法、試験条件）については、JISや業界団体等の標準規格に準拠する等、公平かつ妥当な評価方法が設定される

2. 2023年度の認証手続きの概要

実施要領

2023年度LD-Tech認証の実施要領

- 2023年度環境省LD-Tech認証の製品情報の募集を下記の内容により行います。実施要領は、前年度事業を基本的に踏襲しています。

募集期間

令和5年（2023年）12月19日（火）～令和6年（2024年）年1月26日（金）17時00分

募集対象

対象製品

- ① 2023年度環境省LD-Tech水準表（最新版）に掲載されている、設備・機器等に該当する製品（ただし、トップランナー制度に規定されている設備・機器等及び該当する製品（型番）については、メーカー等による申請は不要）
- ② 発売済又は令和6年（2024年）3月31日までに発売予定*の製品
- ③ 国内で製造又は販売している製品

対象事業者

対象設備・機器等を製造又は販売している日本法人

審査項目

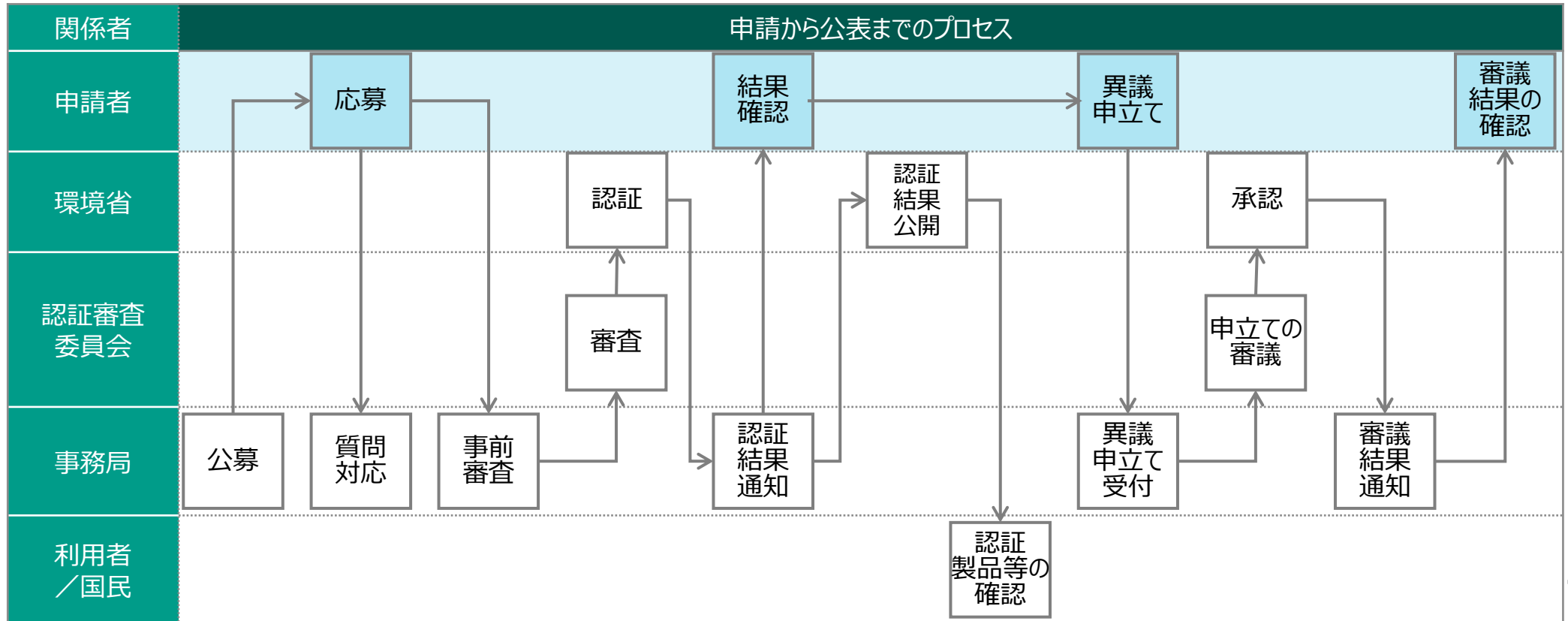
主に以下の項目に基づき認証審査委員会による審査を行います。

- ① 募集対象製品であること。
- ② 技術の原理・しくみが科学的に説明可能であること。
- ③ 申請された製品の性能が、「LD-Tech水準」と一致している又は「LD-Tech水準」よりも優れていること。
- ④ 申請された製品の性能が、2023年度環境省LD-Tech水準表（最新版）に記載されている計算方法及び試験条件に準拠して算出されたものであること。

*：認証製品一覧公開時において、ユーザーが購入又は発注できる製品であることを前提とするという趣旨

申請・審査・公表のプロセス

- 製品情報の募集は一般公募により行います。認証を希望する申請者は、所定の書類を用意の上、事務局に提出してください。
- 審査は、原則として提出された申請資料に基づき、事務局及び認証審査委員会による書面審査及びヒアリング審査により行います。審査にあたり、追加資料の提出を求める場合があります。
- 審査が終了し、適合と判断される場合は、環境省が環境省LD-Tech製品として公表します。各申請者に審査結果を通知いたします。否認の場合は、理由を付して通知します。



提出書類一覧

- 「申請資料」は、申請者単位で提出する資料であり、事務局指定の様式により作成します。
- 「確認資料」は、申請製品（型番）がLD-Tech水準への適合を確認するための根拠資料（例：製品カタログ等）であり、様式は任意です。申請製品（型番）単位で提出します。

区分	書類名称	書類の概要	通常申請	簡易申請
申請資料	【様式1】申請書	環境省LD-Tech認証に係る実施規則、実施要領に基づき申請されることを誓約いただくための資料	必須	必須
	【様式2】申請製品リスト	製品情報を登録いただくシート	必須	必須
	【様式3】申請用チェックリスト	申請手続きにあたり、書類の提出漏れ等を防ぐためのチェックシート	必須	必須
確認資料	商用化確認資料	発売済又は令和6年（2024年）3月31日までに発売予定の製品であることが分かる資料	必須	不要
	原理・しくみ確認資料	水準表に記載されている「原理・しくみ」に合致することが分かる資料	必須	不要
	性能確認資料	性能の計算方法及び試験条件が水準表と一致し、また性能が水準以上であることが分かる資料	必須	不要

2. 2023年度の認証手続きの概要／実施要領

通常申請と簡易申請

- 申請内容は、「通常申請」及び「簡易申請」の2種類があります。

	通常申請	簡易申請
概要	<p>申請資料・確認資料すべてを提出する申請</p> <p>✓ <u>簡易申請に該当しない型番すべてが対象</u></p>	<p><u>申請予定の製品が、簡易申請の3要件を満たす場合に、提出必要書類の一部が免除される申請</u></p>
提出を求める申請資料	<ul style="list-style-type: none"> □ 申請書（様式1） □ 申請製品リスト（様式2） □ 申請用チェックリスト（様式3） 	<ul style="list-style-type: none"> □ 申請書（様式1） □ 申請製品リスト（様式2） □ 申請用チェックリスト（様式3）
提出を求める確認資料	<ul style="list-style-type: none"> □ 商用化確認資料 □ 性能確認資料 □ 原理・しくみ確認資料 	(提出は免除)
備考	<ul style="list-style-type: none"> □ 商用化資料が提出できない場合は、<u>代替資料と誓約書（補足様式1）</u>をご提出ください。 	—

前年度からの
変更点

通常申請における確認資料の取扱い（1/2）

【確認資料の共通化について】

一つの申請製品（型番）又は複数の申請製品（型番）において、その確認資料が同じである場合（例：同じカタログ内で商用化状況や性能、原理・しくみを確認することができる資料等）は、確認資料の共通化（複数の確認資料を一つの資料として提出すること）を認めます。

【確認資料の公開性について】

上記の確認資料は、原則として申請者のWEBページにおいて広く公表されている必要があります。ただし、WEBページにおいて広く公表されている資料を用意できない申請者は、下記の3条件を満たし、適当と認められた資料については、確認資料として受け付ける場合があります。該当する申請者は、代替書類と共に誓約書（補足様式1）をご提出ください。

- 社として合意された情報が掲載された資料であること。
- 申請者が、第三者からの問い合わせや依頼に対して、例外なく提供していること。
- 第三者が本資料を入手するための連絡先（窓口）が、申請者のWEBページやカタログに掲載されており、容易に特定できること。

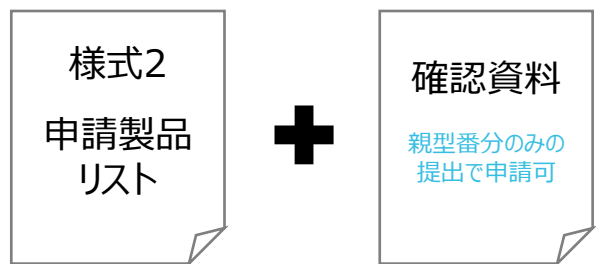
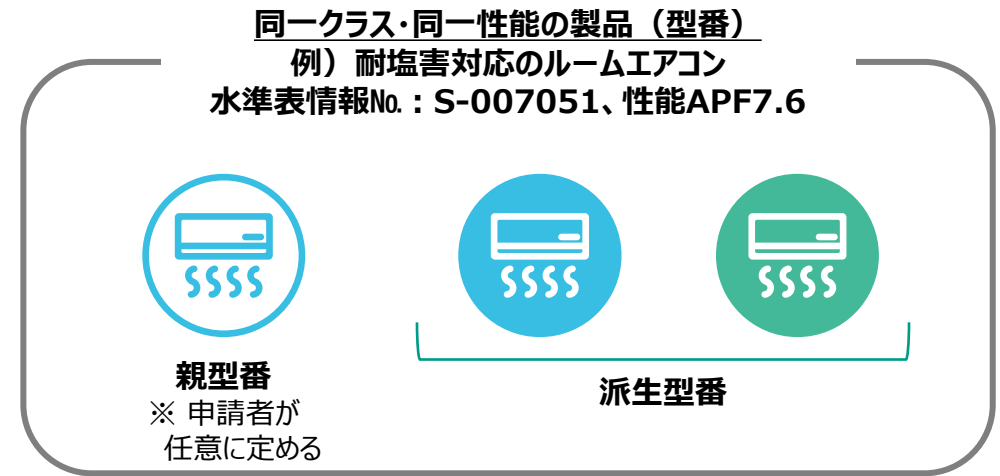
通常申請における確認資料の取扱い (2/2)

【派生型番に関する確認資料の取扱いについて】

水準表上の同一クラスでかつ同一性能の製品（型番）は、任意の1製品（型番）を親型番とし、色違いなどの残りの製品（型番）を派生型番とできます。親型番に対して派生型番の関係にある製品（型番）については、様式2の該当欄に必要な事項を入力してください。また、派生型番の製品の申請に限り、確認資料の提出は不要です。ただし、事務局が必要と判断する場合は提出を求める場合があります。

親型番・ 派生型番とは	水準表上の同一クラスでかつ同一性能の 関係にあると認められる製品（型番）群
親型番	任意の 1製品（型番） ※申請者が指定してください
派生型番	親型番以外の該当製品（型番）
確認資料の 提出	該当する製品は、確認資料をまとめることが 可能（親型番分のみ提出で申請可）

親型番・派生型番の例と提出する確認資料



簡易申請の対象となる製品の3要件

- 下記の3要件をすべて満たす製品（型番）については、簡易申請の対象となります。

① 前年度の環境省LD-Tech認証製品一覧（最新版）に掲載されている製品（型番）であること

今回申請を行う製品の型番が、「2022年度環境省LD-Tech認証製品一覧（親・派生 全型番表示）」の最新版に掲載されていること。

② 今年度申請を予定するクラスについて、前年度申請のクラスの内容と変更がないこと

今回申請を行う製品が該当する、「2023年度環境省LD-Tech水準表」中のクラス（水準表情報No.S-XXXXXX）について、該当のクラス（条件・能力）及び指標（測定単位、計算方法、試験条件）が「[2022年度環境省LD-Tech水準表](#)」から変更がないこと。

③ 申請する製品の性能がLD-Tech水準と一致あるいは優れていること

今回申請を行う製品が該当する、「2023年度環境省LD-Tech水準表」中のクラス（水準表情報No.S-XXXXXX）のLD-Tech水準と比較し、該当製品の性能が一致又は優れていること。

注意事項

環境省LD-Tech水準表（確定版）の「認証対象」にて「通常または簡易」あるいは「●」と表示されていても、申請者の登録製品が簡易申請の要件を満たさない場合は、通常申請となります。

留意事項等 (1/2)

(1) 公表

環境省LD-Tech製品については、環境省ホームページにおいて、申請資料に記載された情報を公表します。また、併せて記者発表を行う場合があります。なお、当該事業者の財産管理上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある情報については、原則公表しません。

(2) 「環境省LD-Tech」の名称の使用等に当たっての遵守事項

今回認証される製品は、「環境省LD-Tech認証制度 実施規則」の遵守事項が適用されますので、ご注意ください。

(3) 認証時期による識別

認証された製品には、審査時点のLD-Tech水準を識別するための識別情報が付与されます。今回認証された製品は、“環境省LD-Tech 2023年度”として認証され、継続的に「環境省LD-Tech」の名称およびロゴマークを使用することが可能です。(ロゴマークは追って公開予定)

(4) 認証の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該製品に対し、認証を取消し、「環境省LD-Tech」の名称の使用又は認証製品の公表の中止を行うことがあります。

- ① 申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合
- ② 審査基準に適合しないことが判明した場合
- ③ 実施規則に基づいて規定された遵守事項を遵守しない者に対し、注意喚起を行っているにも関わらず、改善が見られない場合
- ④ 重大な公序良俗違反、その他の環境省LD-Tech認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合
- ⑤ 申請者から認証取り下げの依頼があった場合（ただし、認証製品の販売終了はこれに該当しない）

なお、認証取得後、根拠資料を含む申請内容について誤表示があることが判明した場合、申請者は速やかに事務局あるいは環境省に報告を行ってください。また、申請者は、事務局あるいは環境省の要請に応じて、情報提供等へのご協力をお願いいたします。

(5) 情報の取扱いについて

提出された申請資料は機密情報として取扱い、本認証審査関係者以外への開示は行いません。

申請資料作成時の留意事項

様式1（申請書）作成時の留意事項（1/2）

- 様式1は、今回の申請内容に関する概要を記入してください。（なお、押印は不要）

様式1

年月日

環境省
地球温暖化対策事業室長 殿

(住所)
(会社名) **代表権を有する者**
(代表者名) **(主に代表取締役) の氏名を入力**

2023年度環境省LD-Tech認証 申請書

「2023年度環境省LD-Tech認証制度 実施要領」に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

総申請件数:	373 [型番]
(以下、内訳)	
-通常申請による親型番の申請件数:	16 [型番]
-通常申請による派生型番の申請件数:	165 [型番]
-簡易申請による親型番の申請件数:	17 [型番]
-簡易申請による派生型番の申請件数:	175 [型番]

英数字及び記号に関しては、必ず半角で記載すること

押印は不要です

申請件数は申請者ご自身でカウントし、様式1の該当欄に入力してください

様式1（申請書）作成時の留意事項（2/2）

■ 押印省略に伴う誓約事項へのチェック並びに主・副2名分の連絡先の入力をお願いします。

下記①～⑤について該当する場合、右欄にチェックしてください。
(全ての項目にチェックいただけない場合は、申請が受け付けられない場合があります。)

①上記実施要領及び「環境省LD-Tech認証制度 実施規則」の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する

②本申請の製品は、2023年度環境省LD-Tech水準表に掲載されている、設備・機器等に該当する製品である

③本申請の製品は、発売済又は令和6年3月31日までに発売予定の製品である

④本申請の製品は、国内で製造又は販売している製品である

⑤本申請内容に関して、社内決裁の記録あるいはそれと同等の記録があることを誓約する(記録の例:書面による決裁文書、電子決裁やメール等の記録)

※本申請に関する担当者(主・副)及び連絡先
(事務局の照会にご対応可能な担当者2名及び連絡先を御入力ください)

申請団体名:

郵便番号:

所在地:

所属部署:

[主] 担当者名:

[主] 連絡先/TEL:

[主] 連絡先/e-mail:

[副] 担当者名:

[副] 連絡先/TEL:

[副] 連絡先/e-mail:

以上

記載内容をご確認いただき、誓約可能な場合は「✓」を選択してください

連絡先については、主・副2名分の入力をお願いいたします

様式2（申請製品リスト）の入力項目（1/3）

■ 申請製品リスト（Excel）に製品情報を登録する際は、下記の内容をご入力ください。

	入力項目	必須/任意	説明	入力例
1	水準表クラスNo.	必須	水準表に記載された水準表クラスNo.を入力してください。	S-001774
2	団体名	必須	社名等を入力してください（部署名は不要）。	株式会社AAA
3	製品名	必須	申請製品の製品名（通称）を入力してください。	ガスヒートポンプαシリーズ
4	型番	必須	申請製品の型番を入力してください。 ※項目「申請方式 親/派生」が「派生」となる申請の場合、申請数が多くなる際は「A00-001～A99-999」や「A-(X/Y/Z)-(100/200/300/400/500)」等、まとめて入力することが可能。	A-450β
5	親/派生	必須	申請する型番について、親型番に指定する場合は「親」を選択、派生型番に指定する場合は「派生」を選択してください。 ※「派生」は、水準表のクラス、下記「性能（値）」が既出の型番（「親」と一致するものを指す。（詳細は本資料P16を参照のこと）	親
6	通常/簡易	必須	申請する型番について、通常申請として申請する場合は「通常」、簡易申請として申請する場合は「簡易」を選択してください。 ※水準表の認証対象欄に「●」と表示されているクラスに申請する場合、申請する製品が簡易申請の要件をすべて満たさない場合は、「通常」と入力。	通常
7	対応する親型番	必須 ^{*1}	「申請方式 親/派生」にて「派生型番」と指定する申請の場合、対応する親型番を1種類決めたくて、その型番を入力してください。	A-450α
8	派生型番の理由	必須 ^{*1}	項目「申請方式 親/派生」が「派生」となる申請の場合、色違い等、派生型番である理由を必ず入力してください。	回路違い
9	新規追加	必須 ^{*2}	前年度認証製品一覧に含まれない型番を派生型番として申請する場合は「✓」を選択してください。	✓

*1: 派生型番を申請する場合 *2: 前年度認証製品一覧に含まれない型番を派生型番として申請する場合

2. 2023年度の認証手続きの概要／申請資料作成時の留意事項

様式2（申請製品リスト）の入力項目（2/3）

■ 申請製品リスト（Excel）に製品情報を登録する際は、下記の内容をご入力ください。

入力項目	必須/任意	説明	入力例
10 商用化情報	必須	申請する型番について、販売済みもしくは令和6（2024）年3月31日までに販売される製品である場合は「✓」を選択してください。	✓
11 製造・販売情報	必須	国内で製造又は販売している製品である場合は「✓」を選択してください。	✓
12 商用化確認資料 ファイル名	必須*3	通常申請の場合は、商用化確認資料（電子媒体）を別途提出の上、そのファイル名を入力してください。 ※商品化確認資料と性能確認資料を同一の書類で提出する際は、そのファイル名を記載すること。	商用化確認1
13 商用化確認資料URL	必須*3	（商用化確認資料を提出する場合）商用化確認資料を閲覧／入手できるウェブサイトのURLを入力してください。 ※Web上で確認できない資料である場合は、代替資料と誓約書（補足様式1）を提出すること。	http://www.000
14 原理・しくみ確認資料 ファイル名	必須*4	通常申請として申請する場合は、原理・しくみ確認資料（電子媒体）を別途提出し、そのファイル名を入力してください。	原理確認1
15 原理・しくみ確認資料 URL	必須*4	（原理・しくみ確認資料を提出する場合）原理・しくみ資料を閲覧／入手できるウェブサイトのURLを入力してください。 ※Web上で確認できない資料である場合は、代替資料と誓約書（補足様式1）を提出すること。	http://www.000
16 値/機能	必須	「性能確認資料」に記載された、製品の性能を示す数値（カタログ値）を、必ず入力してください。 ※カタログ値を入力すること（小数点の取扱い等は留意すること）。	1.39
17 性能確認資料 ファイル名	必須*5	（性能確認資料を提出する場合）性能確認資料のファイル名を入力してください。 ※商品化確認資料と性能確認資料を同一の書類で提出可能な際は、そのファイル名を記載すること。	性能確認1
18 性能確認資料URL	必須*6	確認資料のURLを必ず付記すること。 ※Web上で確認できない資料である場合は、代替資料と誓約書（補足様式1）を提出すること。	http://www.000

*3：通常申請かつ商用化確認資料を提出する場合、*4：通常申請かつ原理・しくみ確認資料を提出する場合、*5：通常申請かつ性能確認資料を提出する場合

*6：通常申請かつ性能確認資料（カタログ等）を提出する場合（ただし、試験結果報告書を提出する場合は不要）

様式2（申請製品リスト）の入力項目（3/3）

■ 申請製品リスト（Excel）に製品情報を登録する際は、下記の内容をご入力ください。

入力項目	必須/任意	説明	入力例
19 計算方法 水準表記載内容	必須	申請製品の性能評価における計算方法が、水準表に記載されている内容に準拠していることを誓約できる場合は「✓」を選択してください。	✓
20 試験条件 水準表記載内容	必須	申請製品の性能評価における試験条件が、水準表に記載されている内容に準拠していることを誓約できる場合は「✓」を選択してください。	✓
21 製品の特徴	必須	認証された場合、 認証製品一覧の情報として公表される製品の特徴を原則200文字以内 で必ず入力してください。	室外機の圧縮機をガスエンジンで駆動し、ヒートポンプ運転によって冷暖房を行う空調システムであり、本製品はXXXにより、環境負荷の削減を実現している。
22 問合せ先 部署	必須	認証された場合、認証製品一覧の情報として公表される連絡先の部署名を必ず入力してください。	お客様サポート室
23 問合せ先 担当者	必須	認証された場合、認証製品一覧の情報として公表される連絡先の担当者名を必ず入力してください。	お客様サポート担当
24 問合せ先 電話番号	必須	認証された場合、認証製品一覧の情報として公表される連絡先の電話番号を半角、"- "入りで必ず入力してください。	03-6867-****
25 問合せ先 E-mail	必須	認証された場合、認証製品一覧の情報として公表される連絡先のE-mailアドレスを必ず入力してください。	support@****.co.jp
26 問合せ先 URL	必須	申請製品が紹介されているホームページのURLを必ず入力してください。	http://www.****

派生型番を申請する際の入力方法

- 「申請方式」にて「派生」を選択する場合は、「対応する親型番」欄に該当する親型番を入力し、「派生型番の理由」にて親型番との違い（例：色違い等）を入力してください。
- 前年度認証製品一覧に未掲載の型番について、簡易申請する場合には、「新規追加」欄にて「✓」を入力してください。

記入例

型番	申請方式		派生型番 情報		
	親/派生	通常/簡易	対応する親型番	派生型番の理由	新規追加
申請する全製品の型番を入力	左列の「型番」について、親型番に指定する場合は「親」を選択、派生型番に指定する場合は「派生」を選択	通常申請として申請する場合は「通常」、簡易申請として申請する場合は「簡易」を選択	「申請方式 親/派生」にて「派生型番」と指定する申請する場合、対応する親型番を入力	「申請方式 親/派生」にて「派生型番」と指定して申請する場合、該当する親型番との違いを入力	前年度認証製品一覧に含まれない型番を派生型番として申請する場合は「✓」を選択
※商用化確認資料あるいは性能確認資料に記載されている型番を入力すること			※該当する親型番の「水準表クラスNo.」と同一であることを再度確認すること		
必須	必須	必須	必須(派生型番申請の場合)	必須(派生型番申請の場合)	必須(派生型番申請の場合)
A-450β	派生	簡易	A-450α	回路違い	✓

今年度新規申請する場合は「✓」を入力する欄を追加

前年度申請資料にてよく見られた不備内容の例（1）

- 簡易申請の場合、当該申請における様式2の「水準表クラスNo.」は、前年度認証製品一覧掲載時の「水準表クラスNo.」と一致しているかご確認ください。

不備内容

簡易申請時、申請する型番の該当する水準表クラスNo.が、前年度認証製品一覧の水準表クラスNo.と一致しない

A	B	C
様式2 申請製品リスト		
LD-Tech水準表 クラスNo.	区分	
	部門	技術分類
最新の水準表を参照し、クラスNo.(S-XXXXXX)を選択		
※一部、水準表(案)とクラスNo.が異なる場合があるの点に注意	-	-
必須	自動出力	自動出力
S-001774	入力禁止	入力禁止

▲申請様式2

【注意ポイント】
クラスNo.の不一致

水準表 クラスNo.	区分	概要		クラス		
	技術分類	設備・機器等	原理・しくみ	条件	能力 (名称)	能力 (単位)
	空調機 (ヒートポンプ・個別方式)	ガスヒートポンプ	室外機内のコンプレッサの駆動をガスエンジンで行ったヒートポンプ方式の空調和機。	-	相当馬力数	7.5HP以下
S-001777						

▲2022年度環境省LD-Tech水準表

例えば、水準表クラスNo.が前年度から変更になった場合、**通常申請**となります。

お願い

申請時には、前年度（2022年度）認証製品一覧と今年度（2023年度）水準表をご確認の上、ご記入ください。

前年度申請資料にてよく見られた不備内容の例 (2)

- 前年度認証製品一覧に掲載された製品を簡易申請する際、その性能値が前年度認証時から変更がある場合には、性能値の確認のため、性能確認資料の提出を求めます。

不備内容

「前年度認証製品一覧に掲載」かつ「前年度より性能値が変更になっている」製品を簡易申請する際、性能確認資料が未提出のため、今年度申請の性能値の照会ができない

申請情報									
申請方式		親型番・派生型番の関係			性能評価方法		商用化		値/機能
親/派生	通常/簡易	親型番	派生型番	派生型番の理由	計算方法 準拠する規格	試験条件 準拠する規格	商用化確認資料 ファイル名	商用化確認資料 URL	値/機能
左列の「型番」について、親型番に指定する場合は「親」を選択、派生型番に指定する場合は「派生」を選択	通常申請として申請する場合は「通常」、簡易申請として申請する場合は「簡易」を選択	項目「申請方式 親/派生」にて「親型番」と指定して申請する場合、その型番を入力	項目「申請方式 親/派生」にて「派生型番」と指定して申請する場合、その型番を入力 ※「親型番」の申請の場合は、入力不要	項目「申請方式 親/派生」にて「派生型番」と指定して申請する場合、親型番との違いを入力 ※「親型番」の申請の場合は、入力不要	申請製品の性能評価における計算方法の規格名を入力 ※水準表における記載内容との一致を確認	申請製品の性能評価における試験条件の規格名を入力 ※水準表における記載内容との一致を確認	(商用化確認資料を提出する場合)商用化確認資料のファイル名を入力	(商用化確認資料を提出する場合)商用化確認資料を確認できるウェブサイトのURLを入力 ※Web上で確認できない資料である場合は、事務局に相談すること。	性能確認資料に記載された、製品の性能を示す数値(カタログ値)を入力
必須	必須				必須	必須			必須
親	簡易	A-450 α			JISB8627:2015	JISB8627:2015			1.39

簡易申請の場合であっても、同一型番で性能値のみが変更になった場合、性能確認資料を基に、事務局にて検証作業を実施します。

【注意ポイント】
性能値が前年度と変更

お願い

簡易申請の際、当該製品の性能値が前年度認証申請時に比べて変更がある場合、性能確認資料のご提出をお願いいたします。

確認資料作成時の留意事項

2. 2023年度の認証手続きの概要／確認資料作成時の留意事項

確認資料に関する原則

- 確認資料は原則として公表資料であり、かつ製品（型番）についての情報が確認できる資料であることが必要です。

原則①

公表情報
(Web公開資料)
であること

- ✓ 確認資料は、申請者様のWebページにて広く公開され、一般に誰でも確認ができる資料であることを原則とします。
- ✓ ただし、「性能確認資料」は、水準表の「LD-Tech水準」に“*”（アスタリスク）が付与されているクラスのみ、試験結果報告書等の非公開資料の提出も可能です。
- ✓ 公表資料が存在しない場合は、**代替資料と誓約書（補足様式1）**をご提出ください。

原則②

製品（型番）ごとの
情報が確認可能な
資料であること

- ✓ 確認資料は、すべての申請製品（型番）について、型番、性能、計算方法及び試験条件等の情報が確認できることを原則とします。
- ✓ ただし、同一資料にて複数の製品（型番）の情報を確認できる場合は、当該資料の提出も可能です。
- ✓ また、複数製品（型番）が同一クラス・同一性能で親型番・派生型番の関係にあり、「様式2 申請製品リスト」にて、該当欄に入力できる場合は、親型番分の確認資料のみの提出も可能です。
- ✓ 同一資料で商用化や性能等の複数の内容を確認できる場合は、「商用化確認資料」「性能確認資料」「原理・しくみ確認資料」の共通化も可能です。

確認資料の提出方法についてご不明な場合は、事務局に電子メールにてお問い合わせください

商用化確認資料提出時の留意事項

- 商用化確認資料は、今回申請するすべての型番が判読できるようにマークを付けた上で、提出してください。

お願い

マークは、蛍光ペンや赤字など
分かりやすいものをご使用のうえ、
記載することとしてください。

αシリーズ				
タイプ				
容量	280	450	710	
相当馬力	10	16	25	
型番				
標準仕様	A-280 α	A-450 α	A-710 α	
塩害仕様	A-280 β	A-450 β	A-710 β	A-850 β
特別仕様	A-280 γ	A-450 γ	A-710 γ	A-850 γ
冷房能力 (kW)	28.0	45.0	71.0	85.0
暖房能力 (kW)	31.5	50.0	80.0	
APF _p 期間成績係数	1.59	1.87	2.08	
法定冷凍トン (RT)	3.15	4.86	7.25	9.56

(注1) 上記の試験はJISB8627:2015条件にて運転したものです
(注2) APF_pはJISB8627:2015条件により算出された値です



シリーズ史上最高の
環境性能・低環境負荷

αシリーズ

該当する型番にカラーペン等でマークしてください
(申請製品リストに入力されている型番と、本資料に記載の型番と完全に一致しない場合、商用化確認資料としては認められない。
再提出を依頼する場合があります)

複数の型番を申請する際、
商用化確認資料の点数をまとめる際には、
該当する型番全てにマークをする

性能確認資料（カタログの場合）の留意事項

- 性能確認資料にて、申請する型番のクラス（条件、能力）、性能値、計算方法、試験条件等を確認しますので、該当箇所にマークを付けてください。

お願い

マークは、蛍光ペンや赤字など
分かりやすいものをご使用のうえ、
記載することとしてください。

αシリーズ				
タイプ				
容量	280	450	710	
相当馬力	10	16	25	
型番				
標準仕様	A-280 α	A-450 α	A-710 α	A-850 α
塩害仕様	A-280 β	A-450 β	A-710 β	A-850 β
特別仕様	A-280 γ	A-450 γ	A-710 γ	
冷房能力 (kW)	28.0	45.0	71.0	
暖房能力 (kW)	31.5	50.0	80.0	95.0
APF _p 期間成績係数	1.59	1.87	2.08	
法定冷凍トン (RT)	3.15	4.86	7.25	9.56

(注1) 上記の試験はJISB8627:2015条件にて運転したものです
(注2) APF_pはJISB8627:2015条件により算出された値です

シリーズ史上最高の
環境性能・低環境負荷

αシリーズ

該当する型番にマーク
(申請製品リストに入力されている型番と完全に一致しない場合、性能確認資料として認められない)

複数の型番を申請する際、
性能確認資料の点数をまとめる際には、
該当する型番全てにマークをする
(ただし、型番と性能の紐づけがわかるように記載する)

該当のクラス（条件、能力）にマーク

該当の性能にマーク

該当の計算・試験条件にマーク

性能確認資料（試験結果報告書の場合）の留意事項

- 試験結果報告書等においても、申請する型番に該当するクラス（条件、能力）、性能値、試験条件、計算方法等を示す箇所にマークを付けてください。

お願い

マークは、蛍光ペンや赤字など
分かりやすいものをご使用のうえ、
記載することとさせていただきます。

2018年7月1日
デロイト トーマツ
コンサルティング合同会社
品質管理課 課長
丸ノ内太郎

品質管理担当者等の
名前又は押印

試験結果報告書

試験日	2018年6月1日
製品名	αシリーズ
型番	A-PR100

該当する型番にマーク
(申請製品リストに入力されている型番と完全に一致しない場合、性能確認資料として認められない)

試験項目	単位	設計仕様	測定値	適用規格
冷水 入口温度	°C	15.0	15.1	JISB8622:2009
冷水 出口温度	°C	7.0	7.2	
冷水流量	L/min	630	631	
冷水 圧力損失	kPa	60.0	60.2	
冷却水 入口温度	°C	32.0	32	
冷却水 出口温度	°C	40.0	40.1	
冷却水 流量	L/min	1,080	1,079	
冷却水 圧力損失	kPa	60.0	59.9	
加熱源 消費量	kW	270	270	
冷凍能力	kW	352	352 (100RT)	
COP 成績係数	-	1.36	1.36	

該当のクラス（条件、能力）を
いる箇所にマーク
(単位は水準表に揃えたものを記載)

該当の性能にマーク

該当する計算方法・試験条件を
示している箇所にマーク

※COPの算出方法は、JISB8622:2009による

原理・しくみ確認資料の留意事項

- 原理・しくみ確認資料は、水準表に記載されている「原理・しくみ」に合致していることがわかるよう、該当箇所にマークを付けて提出してください。

お願い

マークは、蛍光ペンや赤字など
分かりやすいものをご使用のうえ、
記載することとさせていただきます。



原理・しくみの説明部分にマーク

提出先及び問合せ先等

- 申請者は申請資料及び確認資料を下記宛先までメール添付にて提出してください。
- 電子メールの件名は「LD-Tech/2023年度製品認証の申請について」としてください。
- 事務局からはメール到着確認後3営業日以内に、メール到着の旨を宛先全員にご連絡いたします。
- 申請に関するご質問はメール又はお電話にてお願いいたします。
- なお、問合せが集中し、電話がつながりにくい場合があります。
着信確認後、順次折り返しのお電話にて対応をさせていただきます。
- また、問合せにつきまして、事前にメールにて相談事項等をご連絡いただけますと幸いです。

2023年度環境省LD-Tech制度運営事務局
(デロイトトーマツコンサルティング パブリックセクター)

【TEL】 070-3892-7310 (受付時間 平日9:30～17:30まで※)

【E-mail】ld-tech@tohatsu.co.jp

※令和5年(2023年)12月28日(木)～令和6年(2024年)1月8日(月)まで
年末年始休業に伴い、電話受付や問い合わせ等すべての業務をお休みさせていただきます。
ご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3. FAQ

- 過年度にLD-Tech認証が付与された製品（型番）についても、2023年度の認証に向けた手続きが必要か？また、過年度に環境省LD-Tech認証が付与された製品（型番）については、申請方法が簡易化されるのか？

回答

- ✓ 今年度の環境省LD-Tech認証製品一覧への掲載をご検討されている場合は、過年度に認証が付与された製品（型番）においても、**今年度の製品申請にご応募いただくことが必要**です。
- ✓ なお、環境省LD-Tech認証への応募に際して、2022年度環境省LD-Tech認証製品一覧（最新版）に掲載がある製品（型番）について、**下記の要件に適合する場合は、簡易申請（提出必要書類の一部が免除される申請）にて手続きが可能**です。

- ①2022年度環境省LD-Tech認証製品一覧（最新版）に掲載されている製品（型番）であること
- ②申請するクラス・指標の記載内容に変更がないこと
- ③申請する製品の性能がLD-Tech水準と一致あるいは優れていること

- 環境省LD-Tech認証の申請手続きにあたって、必要な資料は何か？
水準値に適合していることを証明する方法・書類は何か？
(自社評価の実験データや第三者評価機関による評価データ等の必要性について)

回答

- ✓ 環境省LD-Tech認証製品の募集では、**「申請資料」及び「確認資料」の2種類の書類**の提出が必要です。
 - 「申請資料」とは、**事務局が指定する申請書**を指します。申請者ごとに1セットの提出が必要です。
 - 「確認資料」とは、**申請製品が審査項目を満たしていることを申請者が証明するための資料**です。
「商用化確認資料」「性能確認資料」「原理・しくみ確認資料」の3種類があります。
- ✓ 水準値が適合していることを示す資料の種類は**「カタログ」**や**「試験結果報告書」**等であり、水準表に申請される各クラスについて記載されています。

申請日までに商品化が間に合わない場合の処置

- 申請日までに申請予定の製品の商品化が間に合わない場合であっても、申請可能か？

回答

- ✓ 申請日までに商品化が間に合っていない場合であっても、**令和6年（2024年）3月31日までに発売予定の製品であれば、申請可能**です。
- ✓ ただし、性能確認資料の提出にあたって、発売前であるため、カタログ等の提出が困難な場合、**代替資料（例：性能値や試験方法が記載されている技術書類）と共に誓約書（補足様式1）**をご提出ください。

- 環境省LD-Tech認証製品一覧について、更新頻度は年1回か？モデルチェンジなど更新機種（型番）について随時追加申請ができる運用について検討できないか？

回答

- ✓ 環境省LD-Tech認証製品一覧の**更新頻度は年1回**です。
- ✓ なお、認証製品一覧の更新頻度を含む運用については、次年度以降、事務局にて引き続き検討予定です。

■ LD-Tech水準の算出根拠は何か？また、どのように更新されるか？

回答

- ✓ LD-Tech水準は、商用化されている設備・機器のうち、**CO2削減効果について最高の効率性能**を示す値や機能等の水準です。
- ✓ 各クラスにおける水準の指標及び計算方法、また計算のための試験条件は、環境省LD-Tech水準表に記載されています。
- ✓ 水準値の更新は、原則として事務局による調査に基づいて実施されます。
 - なお、水準値に関する情報提供も事務局にて常時受付けております。
(ただし、現在のところ、更新頻度は年1回です)
 - または、毎年実施している水準表(案)に関する意見募集において、ご意見いただけます。

- 2023年度環境省LD-Techリストや水準表に記載がない設備・機器等の追加や水準表のクラス追加等はどのような手続きとなるか？

回答

- ✓ 環境省LD-Techリスト及び水準表は、**年1回の頻度で更新**を行う予定です。
- ✓ 具体的には、リストに未掲載の設備・機器等の追加に関する提案募集を製品情報の募集とは別に実施しております。
- ✓ 水準表記載の各項目（クラス、指標、計算方法、試験条件等）の追加や見直しについても同様の形式で提案募集を実施しております。
- ✓ 提出いただいた提案については、事務局及び外部機関によるレビュー後に、環境省が決定します。

